

第十三回 参議院内閣委員会 會議録 第五十四号

(一〇二九)

昭和二十七年七月十一日(金曜日)午前十一時二十八分開会

委員の異動

七月九日委員和田博雄君及び楠瀬常猪君辞任につき、その補欠として佐多忠隆君及び大島定吉君を議長において指名した。

本日委員佐多忠隆君及び大島定吉君辞任につき、その補欠として江田三郎君及び岡田信次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 鈴木 直人君
中川 幸平君

委員

岡田 信次君
郡 祐一君
横尾 龍君
楠見 義男君
竹下 豊次君
江田 三郎君
上條 愛一君
栗栖 越夫君
松原 一彦君
三好 始君

国務大臣

外務大臣 岡崎 勝男君
国務大臣 大橋 武夫君

政府委員

警察予備隊本部次長 江口見登留君
警察予備隊本部人事局長 加藤 陽三君
長官官房長 長官官房長

警察予備隊本部長官官房長 麻生 茂君
行政管理局次長 大野木克彦君
行政管理局管理部長 中川 融君
法制意見長官 佐藤 達夫君
大蔵大臣官房長 森永貞一郎君
大蔵大臣官房文書課長 村上 一君
海上保安庁長官 柳沢 米吉君
事務局側

常任委員 杉田正三郎君
常任委員 会専門員 藤田 友作君
常任委員 会専門員 藤田 友作君

本日の会議に付した事件

○保安庁法案(内閣提出・衆議院送付)
○海上公安局法案(内閣提出・衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

は警備隊の装備の問題として非常に重大な関係のある問題でありますので、その内容はどうかお聞きしたいと思います。その内容は是非とも正確に知る必要があると思っております。この内容が今日の段階でわかれば御説明を頂きたいと思っております。

○国務大臣(大橋武夫君) 実は私まだその詳しい内容を承知いたしておりませんが、只今聞くとところにより、と、最終的な案であるかどうかはわかりませんが、情報として外務大臣が多少御存じのようでありまして、外務大臣から大体お話があるかと存じます。

○三好始君 それでは今の艦艇貸与法の問題は留保しておくことにしまして、もう一つお伺いしたいのであります。それは現在の警察予備隊の編成につきまして、これは恐らく秘密を要する事項というほどではないと思っておりますが、今まで秘密会で内容を大体承知いたしました。これは私た記録しようと思つて、或る程度の記録はいたしたのでありますけれども、全部正確に記録することができなかったわけでありまして、これは資料としてお出し頂ける性質のものであるかどうか、ちよつと承わつておきたいのであります。

○政府委員(江口見登留君) まだ最終的に確定案というものができ上つておるわけではございませんので、この前から大臣がお話申上げましたのは、一応今こういふ構想で編成をやつてみたという程度のものでございます。勿論アメリカの顧問団からもいろいろ示唆を受けておりますので、それらとの兼ね合いの問題もございまして、それについて十分相談をいたしました上で、差支えない範囲内でお示しをできる場合にはお示しをいたしたい、かように考えております。

○三好始君 編成の問題で、十一万に増員された後の今後の編成は今お話のようなことでは承知いたしていいと思つておるかと、現在の実情がどうなつておるかというところは、これは御説明願ひするのではないかと申すのです。この点は如何でしょうか。

○政府委員(江口見登留君) 七万五千の分の編成でございまして、それにつきましても、できるだけ御承知頂く意味におきまして、資料を作つてみたいと、かように考えております。

○松原一彦君 大橋国務大臣に一つ伺います。六月二十六日の毎日新聞に連絡のため本年度中に米軍から百機程度の軽飛行機を貸与される予定で、隊員中の飛行経験者から選抜した乗員の訓練は八月頃から開始する。飛行機は主として保安庁第一幕僚監部、方面管区各総監部の連絡および中口徑砲(十五榴)を持つ特種連隊の射撃観測用として配属の予定である。云々ということがあります。どうもこういうことは我々一向伺つたことがないので、こういう御計画があるならば一つお示し願ひたい。

○国務大臣(大橋武夫君) 実は航空機

につきましても、海上警備隊におきましては、海上警備のため及び連絡のために航空機を持つ必要があるというので、早くからその計画はあるようでございます。併しなから、警察予備隊におきましては今までなかつたのでございまして、併しやはり全国に關係部隊がおりますので、その間の連絡を保つ上から申しまして、航空機の整備ということも必要だと考えておるわけでありまして、併し、御承知のごとく航空機の生産は今日国内では行われておりませんし、又非常に経費も多額を要するのでございまして、米軍が予備隊の必要な装備をいたしまして、車両等と同様に航空機についても貸与するといふような方法がとれないだろうかというところで、いろいろお話をいたしたことはございまして、併し、これもまだいつまでどのくらい貸与するといふことはきまつておりません。望みなきにあらずだろつという程度の話を聞いておられるという状況にはなつておりません。併し、御承知のように航空機のパイロットといふものは相当訓練に長期間を要しますので、いよ／＼貸してくれらるということになりましたときから訓練を始めるといいますと、少くとも一年くらいしなければパイロットとしての能力を付けることはできませんので、望みなきにあらずといふこととなれば、そろ／＼訓練をすることがよからうかと思つておりますが、併しその訓練をいたしまして、日本政府

自体が航空機を持つておりません。従いまして、訓練を受けることも米軍の援助を得なければならぬわけでございまして、その点につきましては、只今話し合ひをいたしておるわけでござい

○松原一彦君 秘二、三日止むを得んことであつたので、すでにどなたかからお聞きになったことかと思ひますけれども、今度の保安庁法案を見まして、施設とかその他のことはすべて、隊の編成等も併せてこれは政令になつておつて、我々あつかり知らないのです。今までのいろ／＼お話を承つてみたところでは、我々頗る納得が行かない。限界がどこまであるのか、どういふ年次計画を持つてのやら、どういふ漸増の予定が立つておるのやら、一向にとらえどころがないのでありますが、だん／＼こうして我々の知らないうちに、国会、国民の何れもあつかり知らないうちに、中口砲(十五榴)を持つ特科連隊の射撃観測用として飛行機が使われると、こうなつて来ると、今までのあなたごとの御説明がどうも私は違つて来たように思ふ。頗る腑に落ちないのであります

が、一体どういふ御計画をお持ちになつておるのか。今三好君からもお聞きしておつたやうであります。一体どこまで伸びるものやら、警察予備隊といふものの限界が全く我々にはわからなくなつて来る。警察隊と称するものの限界は、大体警察隊でありますから想像はつくと思つておつたのでありますが、想像を絶したものがこうして現われて来るのであります。これは一体どういふ御計画なのであります。その点につきましては、先般来議

法論に對しては、全くつかぬないままに強引に一方的な答えがあつておりますけれども、こゝろ、具体的問題につきましては、艦艇の貸与といひ、飛行機、その他恐らく十五榴砲と称するものも、これは借りたものでなくして日本にはないはずであります。そのいふものに對する貸借関係、殊に将来艦艇に對しましては、御承知のやうに、五年経過した後は元の装備にして戻すといふことでもありますから、その間に對する損傷の補償もしなければなりません。財政法の上から見ても国会の承認が必要とは當然だと思ふのですが、今度の飛行機及びこゝろいふような装備のある特科連隊の武器などにつきましては、一体どういふ手続をおやりになるのであります。承つておきたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 保安隊の部隊編成につきましては、先般秘密會において大體の構想を申し上げた通りでございます。無論これは編成が決定いたしました際ににおきましては、當然報告さるべきものと考へております。それから年次計画というお話でございますが、年次計画につきましては、増員について年次計画というものは持つておりません。それから装備の問題でございますが、装備につきましては、現在警察予備隊の持つております武器の種類及び数量につきましては、先般御説明申し上げた通りでございます。その後における装備の問題は、これはいろ／＼警察予備隊としての程度までの装備を持つことが必要であるか、並びにそれについて米國側からどの程度の援助が期待されるかとい

う問題につきましては、なお下話をしてゐる程度でございます。無論決定いたしましたものはございせん。航空機につきましても、只今申し上げた通りなお下話の程度でございます。具体的な話は全然できていないわけでござい

○松原一彦君 その下話と言われるものは一体誰がおやりになつてゐるのですか。どこでそのいふ御計画を立てになつてゐるのですか。すでに十五榴砲はもう使つておいでになるのですか。これからお借りになるというのですか。どうも私もから見るという、奇々怪々の感じがしてならない。

○國務大臣(大橋武夫君) 十五榴といふのは何のことかあれですが、火炮につきましては、迫撃砲を使つております。又迫撃砲についても現在あります。の以上には口径の大きなものが必要ではなからうか、特に米軍が使つております四・二インチの迫撃砲といふものを予備隊においても装備してはどうだろうかといふお話もございまして、これにつきましても果して借りられるものかどうか、只今相談をいたしてゐるわけでございまして、それ以上の口径のものにつきましても、まだ具体的な話はいたしていません。

がたは非常に借りられるものかどうかとおつしやるが、借りられるものかどうかといふことに對しては一般の基準があつて、これだけの装備が要る。だからそれが貸していただけるか、こゝろいふように私もはあなたごとの御説明からはとらえられませんが、その限界がいつまで／＼だん／＼上つて行く、將來の計画はないこれが限度だバズーカが限度だといふふうに我々は拝聴してゐる。お出しになつた資料もそうなん

だん／＼だん／＼上つて行く。先般私は非公式に伺つたのですけれども、が、群馬あたりで大砲と飛行機の連合の演習があるといふことを、あるさうだといふことを伺ひました、さういふことは斷じてないといふお話であつたにもかかわらず、一方にはすでに十五榴砲を持つ特科連隊の射撃観測用として飛行機が必要であるといふことになつて参る。どうも我々見当がつかない。そして一方においては戦力は持たない、再軍備はせんと重ねてのお話でありまして、これなんかもどう見ても再軍備であり、戦力といふものが統々として発生して参つてゐる。それを持つことが今の日本に必要であるかないかといふ必要論よりも、法治國であり、憲法といふ基本を持つてゐる日本の國で、その憲法を批判する点は別としましても、その憲法下においてこれが許されないといふことを先般三好君は再三再四法理的に念を入れてお尋ねしてゐるのであります。事實は毎日こうして拡大されて行くといふ感じを持つてゐる。如何にもその感じを我々が受けてゐるところから申しますと、忌憚なく申せ

ば、日本にその計画がなくして、如何にもどこかに、他のところに計画の本部があつて行われているのではないのか、私この間も伺ひました、皆さんのほうでは船を六十艘借りるはずだつたと言われまして、アメリカ側はこれ六十八艘となつてゐる。日本の計画といふものと食ひ違つたアメリカの貸与法案が一方に成立しつゝある。日本はこれを受入れねばならぬ。そうすると乗組員が何千人か急に募集しなければならぬ。忽ち予算にこれ影響して来る。どうして断わるか、どうも日本の再軍備計画なるものが、いや再軍備計画といふ言葉は私は今日とられたいと思つてゐる。いゝゆる保安隊に基く計画がこゝろいふやうに國民の、又國會の関知しない間に進んで行くといふことに対する私は政府の態度に不審を、不安を持つてゐる。これでは一体國會が黙つて見ておられる性質のものではない。この点につきましては大橋國務大臣は、いや自分分は知らないが、外務省で以てやつてゐるだらうといつたやうな今の御返事でありましたけれども、一体その保安庁の計画を外務省がやるのかどうか。主管國務大臣が関知しない間に外務省が六十八隻の艦艇の取引をせられ

るとは私は思ひません。こゝろいふ点につきましては一体どういふお考えなんでしょう。私どもの常識ではわかりかねる。

○國務大臣(大橋武夫君) 私はこの問題について、外務省がやつてゐるだらうといふことは申し上げたわけではございませんので、外務大臣からお話があるであらうといふことは、この間配付になりました資料、これについて先ほど

三好委員からの御質問でありましたので、これについての情報は海上保安庁を通じて私のほうへはまだ受取つていないが、聞くところによると、外務省には情報が入つてゐるようであるから、その情報について外務大臣からお話があるであらうと、こういうことを申し上げたわけでありました。あれはこのアメリカの通過したと称せられる法案のことなのであります。それについての情報に限り外務大臣からと、こういうことを申し上げたわけでありました。予備隊の装備の問題、又増強の問題、こうした問題は無論予備隊本部において主管としてやつてゐるわけでありまして、それについては私が担当をいたしてゐるわけでございます。従いまし方という／＼やつておられます。これが国際的な問題でございますから、結果については無論外務省に連絡をし、又外務大臣の所管として或る取極めをするということになれば、これは外務省に移してそのお手許で最後の決裁をつけることになりませんが、併し飽くまでも増強問題それ自体、或いは装備の問題それ自体は、予備隊の問題として進行をいたしてゐるわけでございます。

この陸上の装備に對しては、御提出になりました資料と、それからだんだんこうして拡大せられて行くものと間に大きな隔りがある。その計画をどうお立てになつておられるのであります。か。そうしてどういふふうに先方にはお申出になつて、御交渉になつておるのであります。それを伺ひたいといふことを私は申しておるのであります。

と申すのでございます。幸いにして今まで武器のところは大体こちらの希望通り借りられておられ、又今後ともそうであらうかと考えております。

はあり得ない、こういうことになるわけでありました。

を私どもは憂へるのであります。アメリカのほうは大統領が一切の指揮をしておられる、而も文官組織である。これは国会に当然相談をしてやつておいてになる。日本もこういうふうな重大な自己保存のために、自衛のために方法を講ずるといつたようなことは、そういうふうないまいなことがあつてはいかんと、議論になりますけれども、そこでは私に執拗にお尋ねするのですけれども、お尋ねするたびにだん／＼わからなくなつて来る。どういふ計画を包蔵しておられるのやら、所管大臣のお話はどうかと願ひて他を言うように聞えるのです。これは私の偏見ではないと思ひます。そこでどういふ漸増計画があるのか、漸増することはいふまでもないと思ひます。その中でどういふ行政協定に吉田首相はその取極めをしておいでになる。漸増せられるものと我々は考へてゐる。やがてはアメリカの軍隊に帰つてもらうものと思ひ得てゐる。それならば財政面から見しても、國民の心構へから申しましても、憲法の改正というものは当然出て来るし、又年次計画というものが出来なければ、ただ行き当たりばつたりのものであつてはならぬ。而もその計画が總理大臣自身の方針から出たものではな

○松原一彦君 その点は了承いたしました。併し計画の責任者は警察予備隊の所管大臣である大橋國務大臣がこれを御責任をお負ひになると今お話があらましたから、そこで私どもが怪訝に堪えないと申しますのは、六十隻の構想をしたといふことはわかつております。下話をしておる。然るに先方では六十八隻でこれをやつておる。日本の要請によるといふことになつておる。

予備隊といふことは、予備隊の拡充並びに装備につきましては、予備隊で計画を立てるわけでございます。そうしてその計画を立てるに際しまして、米國から借りられるもの、借りられないものを區別して、借りられるものについてはできるだけ貸してくれるようにお願いをしてゐるわけでありまして、それから借りられないものについては自己調達をしなければなりません。現在までの實際のやり方といたしましては、武器につきましては大体全部借りております。車両につきましては、一部借りられるといふ話もありますが、今までどこちらで、國內で調達をするといふやり方をいたしておるわけでございます。今後の武器につきましても、予備隊のほうで國內の治安の状況から見まして、或る程度必要なものを想定しまして、これにつきましては、借りられるならばそれを借りて装備をして行きたいと、こう考へておるわけでございます。これはやはり車両と同様に、どうしても予備隊として必要なものであり、而してアメリカ側が貸す用意がないといひますならば、当方として自己調達をしても装備しなければならぬ

○松原一彦君 併つて今の計画は、あなたは自分によく知らないわ、といふたやうなふうになつておられるのですけれども、あなたが立てになつてゐるものと見ていいでしょうか。

はあり得ない、こういうことになるわけでありました。

を私どもは憂へるのであります。アメリカのほうは大統領が一切の指揮をしておられる、而も文官組織である。これは国会に当然相談をしてやつておいてになる。日本もこういうふうな重大な自己保存のために、自衛のために方法を講ずるといつたようなことは、そういうふうないまいなことがあつてはいかんと、議論になりますけれども、そこでは私に執拗にお尋ねするのですけれども、お尋ねするたびにだん／＼わからなくなつて来る。どういふ計画を包蔵しておられるのやら、所管大臣のお話はどうかと願ひて他を言うように聞えるのです。これは私の偏見ではないと思ひます。そこでどういふ漸増計画があるのか、漸増することはいふまでもないと思ひます。その中でどういふ行政協定に吉田首相はその取極めをしておいでになる。漸増せられるものと我々は考へてゐる。やがてはアメリカの軍隊に帰つてもらうものと思ひ得てゐる。それならば財政面から見しても、國民の心構へから申しましても、憲法の改正というものは当然出て来るし、又年次計画というものが出来なければ、ただ行き当たりばつたりのものであつてはならぬ。而もその計画が總理大臣自身の方針から出たものではな

○松原一彦君 併つて今の計画は、あなたは自分によく知らないわ、といふたやうなふうになつておられるのですけれども、あなたが立てになつてゐるものと見ていいでしょうか。

はあり得ない、こういうことになるわけでありました。

を私どもは憂へるのであります。アメリカのほうは大統領が一切の指揮をしておられる、而も文官組織である。これは国会に当然相談をしてやつておいてになる。日本もこういうふうな重大な自己保存のために、自衛のために方法を講ずるといつたようなことは、そういうふうないまいなことがあつてはいかんと、議論になりますけれども、そこでは私に執拗にお尋ねするのですけれども、お尋ねするたびにだん／＼わからなくなつて来る。どういふ計画を包蔵しておられるのやら、所管大臣のお話はどうかと願ひて他を言うように聞えるのです。これは私の偏見ではないと思ひます。そこでどういふ漸増計画があるのか、漸増することはいふまでもないと思ひます。その中でどういふ行政協定に吉田首相はその取極めをしておいでになる。漸増せられるものと我々は考へてゐる。やがてはアメリカの軍隊に帰つてもらうものと思ひ得てゐる。それならば財政面から見しても、國民の心構へから申しましても、憲法の改正というものは当然出て来るし、又年次計画というものが出来なければ、ただ行き当たりばつたりのものであつてはならぬ。而もその計画が總理大臣自身の方針から出たものではな

はあり得ない、こういうことになるわけでありました。

を私どもは憂へるのであります。アメリカのほうは大統領が一切の指揮をしておられる、而も文官組織である。これは国会に当然相談をしてやつておいてになる。日本もこういうふうな重大な自己保存のために、自衛のために方法を講ずるといつたようなことは、そういうふうないまいなことがあつてはいかんと、議論になりますけれども、そこでは私に執拗にお尋ねするのですけれども、お尋ねするたびにだん／＼わからなくなつて来る。どういふ計画を包蔵しておられるのやら、所管大臣のお話はどうかと願ひて他を言うように聞えるのです。これは私の偏見ではないと思ひます。そこでどういふ漸増計画があるのか、漸増することはいふまでもないと思ひます。その中でどういふ行政協定に吉田首相はその取極めをしておいでになる。漸増せられるものと我々は考へてゐる。やがてはアメリカの軍隊に帰つてもらうものと思ひ得てゐる。それならば財政面から見しても、國民の心構へから申しましても、憲法の改正というものは当然出て来るし、又年次計画というものが出来なければ、ただ行き当たりばつたりのものであつてはならぬ。而もその計画が總理大臣自身の方針から出たものではな

○松原一彦君 併つて今の計画は、あなたは自分によく知らないわ、といふたやうなふうになつておられるのですけれども、あなたが立てになつてゐるものと見ていいでしょうか。

はあり得ない、こういうことになるわけでありました。

を私どもは憂へるのであります。アメリカのほうは大統領が一切の指揮をしておられる、而も文官組織である。これは国会に当然相談をしてやつておいてになる。日本もこういうふうな重大な自己保存のために、自衛のために方法を講ずるといつたようなことは、そういうふうないまいなことがあつてはいかんと、議論になりますけれども、そこでは私に執拗にお尋ねするのですけれども、お尋ねするたびにだん／＼わからなくなつて来る。どういふ計画を包蔵しておられるのやら、所管大臣のお話はどうかと願ひて他を言うように聞えるのです。これは私の偏見ではないと思ひます。そこでどういふ漸増計画があるのか、漸増することはいふまでもないと思ひます。その中でどういふ行政協定に吉田首相はその取極めをしておいでになる。漸増せられるものと我々は考へてゐる。やがてはアメリカの軍隊に帰つてもらうものと思ひ得てゐる。それならば財政面から見しても、國民の心構へから申しましても、憲法の改正というものは当然出て来るし、又年次計画というものが出来なければ、ただ行き当たりばつたりのものであつてはならぬ。而もその計画が總理大臣自身の方針から出たものではな

はあり得ない、こういうことになるわけでありました。

を私どもは憂へるのであります。アメリカのほうは大統領が一切の指揮をしておられる、而も文官組織である。これは国会に当然相談をしてやつておいてになる。日本もこういうふうな重大な自己保存のために、自衛のために方法を講ずるといつたようなことは、そういうふうないまいなことがあつてはいかんと、議論になりますけれども、そこでは私に執拗にお尋ねするのですけれども、お尋ねするたびにだん／＼わからなくなつて来る。どういふ計画を包蔵しておられるのやら、所管大臣のお話はどうかと願ひて他を言うように聞えるのです。これは私の偏見ではないと思ひます。そこでどういふ漸増計画があるのか、漸増することはいふまでもないと思ひます。その中でどういふ行政協定に吉田首相はその取極めをしておいでになる。漸増せられるものと我々は考へてゐる。やがてはアメリカの軍隊に帰つてもらうものと思ひ得てゐる。それならば財政面から見しても、國民の心構へから申しましても、憲法の改正というものは当然出て来るし、又年次計画というものが出来なければ、ただ行き当たりばつたりのものであつてはならぬ。而もその計画が總理大臣自身の方針から出たものではな

ての御所見について私ども全く同感に存しております。この保安庁の機構におきまして、その点は特に留意をいたしまして機構を考えたわけでございますが、只今ここで私が申し上げております答弁は、すべて現在の機構のもとにおける私の立場に基いての答弁であるという点を先ず御理解願います。即ち現在の制度におきましては、海上保安庁は運輸大臣の所管事項でございますので、その点に關しまして私が知っておりますことは申し上げるが、知らないことについては特に運輸大臣からお聞きを願いたい、と申すのは、これは私現在の制度であります限り当然のことであらうと思つたのであつて、例へば御質問になりました船舶の問題、その交渉はどうなつておるか、こうした問題については御質問につきまして、私といたしましては運輸大臣からお答えを願つたというふうに扱つておりますのは、これは主管大臣の範囲を超えた質問でございますから、現在の制度では当然であらうと思つた。これに反しまして、警察予備隊に關しましては私の責任に相成つておりますから、この限りにおいて答弁を回避いたしたというのではないつもりでございます。ただ海の点は立場上運輸大臣から御答弁を願つたことが至当であると認めたとことは運輸大臣から御答弁を願つたにいたしたこともあります。それは決して私の責任を回避するという意味ではなく、現在の制度という建前から考へることが適当だと判断いたしましたわけでございます。で、この予備隊に關して行つたことは、これは先ほど来申し上げたごとく、予備隊

というものは即ち政府の機関であり、政府の責任において事務を処理するのでございますから、これは政府の責任で行われる、従つて私の責任において行なつておるといふ意味を申しておることでございます。

漸増計画についての御質問でございますが、漸増計画についてはたび／＼申し上げております通り、具體的な漸増の計画というものを立てる段階になつておらないというのが実情でございます。この点は御了承を願ひたいと存じます。

○松原一彦君 申さないつもりでしたけれども、今の御答弁がありましたから……私は誤解しておらんと思つた。只今の海上保安庁はこれは運輸大臣が持つておられることにきまつておりますが、すでにここに立上つておる御計画は数か月前の御計画で、この保安庁法案が出て全部を吸収するといふことになつておる。運輸省のほうにおいては水路、燈台、海上救難等の責任がある。従つて船舶の要することは必要であります。これには大砲は要らんと云つておる、運輸大臣は。而も海上保安庁は運輸省におるべき性格のものであるといふことを我々は信じております。なかつたら運輸省は困る。従つて運輸省の必要なる範囲は、かような三インチ半の大砲を積んだ船ではない。これは当然新保安庁の組織の中に含まれておる政府一連の責任ある御計画のもとにあるのだ。ただ所管が違ふからお使いになることに対して私は非常な不満を持つておる。どうして運輸大臣が軍艦を十何隻、五十隻の艦艇を借りる必要がありましようか。そんな

ことは形式上の問題であつて、形式的な議論です。實際においてはすでに私は正確なる御計画があるものと認め、その計画の実現が刻々としてこういふふうな保安庁となつて現われつつある。私はそのことを申したのですけれども、そういう御答弁であるならば、私は誠意のない御答弁だと思ひますから、私はこれから上は質問しません。討論のときに申します。

○三好始君 警察予備隊の貸手を受けておる裝備について、貸手条件はどうなつておるかというところは非常に不明確で、未定の状態にある、目下交渉中の状態にあるというわけでありまして、私は予備隊の貸手を受けておる裝備の貸手条件というものは、今度アメリカで立法化されました艦艇貸手法の一つの標準になるだらうと思つたのであります。ところが只今資料として配付を受けたました艦艇貸手法の内容を一読してみますと、相当我々として注目すべき規定がなされておるのであります。つまり返還の条件についての規定がなされておるのであります。こういうことは警察予備隊の裝備にも適用されるものとすれば、私たちは目下未定の状態にある予備隊の裝備、従つて今後の保安隊の裝備についても艦艇貸手法の内容を一つの基準にして考へて行つていける質的な基礎はいいけない問題も生じて来るのであります。ところでこの艦艇貸手法の内容は先ほどのお話で、外務大臣のほうから御説明があるように了解いたしましたのでありますので、一応この御説明を承つてからこれに基いたし大橋國務大臣へのお尋ねを更にいいたし

残つておつた点をお尋ねしたいと思つたのであります。第六十八條に「保安隊及び警備隊は、その任務の遂行に必要な武器を保有することができ、」と、こういう規定がありますが、任務の遂行に必要な武器というものは如何なる範囲のものであるかということが限定されておられません。ところが六十九條以下には武器の使用等について警察官等職務執行法が援用される旨の規定がなされております。ところが警察官等職務執行法は申すまでもなく普通の一般警察官の問題を規定してあるのであります。その警察官が使用するところの武器もせい／＼ピストルの程度を出ないものを予想して規定されておると思つたのであります。ところが保安隊及び警備隊は現にライフル銃なり或いはバズーカ砲なり、中口径の迫撃砲なり、将来の予想としては航空機、戦車、大口徑の砲までが考えられておる。つまり六十八條に規定しておるところの任務に必要な武器というものは非常に近代化された高度な裝備が予想される、こういうわけなんです。ところが、そういう高度に近代化された武器が、そういう高度に近代化された武器を使用する場合に、果して警察官等職務執行法を援用するといふことでや

武器使用の一つの場合でございます。第七十條には「第六十一條第一項の規定により出動を命ぜられた保安隊の保安官又は警備隊の警備官は、前条の規定により武器を使用する場合の外、左の各号の一に該当すると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができ、」と、二と、この各号に規定をいたしてあります。従ひまして、警察官等職務執行法だけでは足りないものでありまして、なおほかに第七十條の規定によつて使用する場合がありますといふことを御了承を願ひたいと思ひます。

○三好始君 私、艦艇貸手法の内容について一応説明があるものとしてお尋ねするのを留保いたしておつたのであります。外務大臣は特別に御説明がなくて、ただこの英文の資料を説明に替へて配付をしたといふようなお話でありましたので、これに基いてお尋ねしたいと思つたのであります。正確を期する上から申しまして目下翻訳中だそうでありまして、それを待つてからお尋ねしたいと思ひます。

○上條愛一君 私二、三の点について御質問したいと思ひます。或いは休みましたので重複する点があるかと思ひますが、御了承願ひたいと思ひます。

新聞紙上によりまして、アメリカから飛行機を貸与される見通しがついたといふことが新聞に伝えられておりますが、どのくらいな量をいつ頃貸与されることになつておりますか、御説明を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 実はその見通しはまだついておりませんので、い

先ほど来申し上げたごとく、予備隊

借りる必要がありましようか。そんな

それからもう一つ条文に基いて一点

条の第一項でございますが、これも

つどのくらいという話まで行つており

ません。併し先ほどちよつと申し上げますたように、航空機の乗員というものが今こちらにございませんで、パイロットの養成をしておかなければ急には飛行機の機体だけ参りましても実用になりませんので、飛行機の乗員養成をいたしたいと考えております。これも数十名程度のものを差当り養成したたいてい、それについて日本側には飛行機も持つておりませんので、アメリカのこちらにあります航空部隊において飛行機の乗員の養成を引受けてくれるかどうか、それを只今先方に確め申してございます。

○上條愛一君　それでは次にお尋ねしたいのは、これも新聞紙上で伝えられるところでありますが、七月の上旬に警察予備隊の隊員を三十名ほどアメリカへ留学させることが出ておつたのですが、さような御計画がございませうか。

○国務大臣(大橋武夫君)　アメリカに留学させることはまだ決定しておりません。ただアメリカとしては留学するようならば世話をしようというふうな意向はあるようですが、併しアメリカへ参るにつきましては、先ず、英語の準備とか相当準備をしなければ、これ又いざというときに直ぐやるわけに行きませんので、そういうことがあるとすれば、そのときに備えまして、若干の者に英語を勉強するようというのを申渡しておりますが、まだ具體的にアメリカへ留学するという計画までは行つておりません。

○上條愛一君　若しやるとすれば、それは警察制度に関する目的の留学です。アメリカの軍隊制度の規則を学ぶための目的ですか。

○国務大臣(大橋武夫君)、警察予備隊の運用上必要な教育を受けるといふ趣旨なのです。

○委員長(河井彌八君)　ちよつと諸君に申し上げますが、外務大臣が出席されたのでありますが、一時頃までですか、一時頃までに又ほかに用事があるのか、というのですが、この際外務大臣への御質疑を願いたいと思います。

○三好始署 実には英文で「總領貨手法」の資料を配付頂いたわけではありますが、目下翻訳中だそうでありまして、翻訳ができてからお尋ねをするほうが正確を期する上から言つて適當だとさつき

申上げたのでありますが、今外務大臣
お見えになりましたから、一応艦艇貸
手法の内容についての資料に基いての
御説明を先ずお尋ねいたしたいと思ひ
ます。

○国務大臣(岡崎勝男君) これは實は
お断わりしてあります通り、法律にな
つたものではなくて、法律案として提
出されたものであります、正確

であります。併し大体の趣旨はこれと同じものと考えております。で、ここにもあります通り、日本政府に対して船を、いわゆるフリゲートと称する

ものが十八、それからその他の船を五十
貨す権能を大統領に与えておることが
一点、それから大統領はこれを渡す前
に日本政府と協定を結ぶのであるとい
うことが第二点、そしてその協定の中

には貸したときとはほと同様の状態で船を返してもらうのだ、ほほと言いますか、実績的にと言いますか、同様の状態で船を返してもらうのだ、こういう三点の法律案であります。

○三好始君 今配付頂いておる資料

が、外務省として入手しておるところのアメリカで法律化された最終案であるかどうかはつきりしないようなお話であります。そういたしますと、性格のはつきりしたものを承わらないと我々は困るのであります。正確な情報を得た上でその内容についての御説明を頂かなければならぬだろうと思ふのであります。すでに大統領は署名を終つてアメリカの国内法としての手統は完了しておるわけでありますから、私は正確な成立した法律案の内容を知る上に技術的に不可能な問題は残つておらないと思うのであります。なお新聞紙上なんかを通じて知る範囲では、この法律案が修正されたということは聞いておりません。ただ下院では相当この法律案の内容について論戦が行われたということが報道されております。そういたしますというと、論戦というと一体どういうところに問題があつたのだろうか、若しこれが單純にアメリカの国内の問題として我々にそう大きな關係のないことであらばいいのですけれども、警備隊の性格にも触れるような問題について、アメリカ国内にも相當の疑義があるとすれば、保安庁法案の審議に當つても關係が生じて參るわけでありまして、正確な法律の内容と同時に、若しこれに附帯決議とか希望条件が附いておるとすれば、そういうことも知る必要がある。なお非常に問題があつたとすれば、それはどういふところに問題があつたのか、こういうことも知らして頂ければ幸いです。と思つております。

○國務大臣(岡崎勝男君)　これは法律になりますと、法律を出しますが、その法律の何と言いますか、本文と申し

ますのは、やはり飛行便で取り寄せるよりほか仕方がないのであります。それがまだ来ておらないという状況であります。併し内容については私は今申しした案と変らないと信じております。ただ法律的に申しますと、とき／＼字句が変更されたりなんかすることがあり得るのであります。併し内容的にはこれと同じものだとは私は信じております。なお米国の議会でもいろ／＼議論は無論ありますが、これについては特に御報告するような種類の議論はなかつたと思っております。なお仮にいろ／＼の意見がありとしましても、日本政府は日本政府の建前をとつておりますので、この法律がこうなつたから、或いは下院の議論がこうなつたから日本政府の態度が変らざるを得ないだろうというものではないのであります。日本政府は日本政府としての建前から、借り得るような状況であるものならば借りますし、又それが困難な状況ならば借りることができないという状況にはなりません。けれども、一々アメリカの法律なり議会の討論なりを見まして、日本政府の立場というものは変更するわけのものではないのであります。

○三好始君　只今の御説明の中に、アメリカの議会で議論があつたことはあつたのだが、特に報告するような内容のものではなかつたと思つてゐるといふ説明が出たのであります。が、そういたしますと、アメリカの議会における審議の状況については在外公館からとき／＼報告があつたものと了解していいのでしょうか。

○國務大臣(岡崎勝男君)　これはいろいろの問題によりまして、ある場合も

あり、ない場合もあります。御承知のようにアメリカの議会における法律案だけでも積重ねればこんなに高くなるのでありまして、法案の審議の状況を一々在外公館から報告するというのは、結局速記録等ができて、それを持つて来ることになります。特に重要なものを以外に一々報告するということはないのです。なお、アメリカの国会におきましても、どの国会でも同じであります。与党野党の論戦は当然あるのであります。今度の問題につきましても、特に御報告を必要とするようなものは私はまだ聞いておらないのでありますが、これは無論正確に調べて見なければつきり言うことができないと思います。

○三好始君　それにしても、特別に飽くまで明らかにしなければならぬというほどの問題じゃないのでありまして、簡単に打切りますが、ただ私は特に報告上げるような問題はなかつたと思つてゐるということ、報告を受けたけれども、内容が委員会に報告するほどの問題ではなかつたというふうな受取つたのでありますが、若し外務大臣の意図がそういうことではなくて、報告するような内容自体がなかつた、こういうことであれば重ねてそれをお尋ねすることもできないわけでありますが、そのあとの意味であるとすれば、この問題はそれ以上はお尋ねいたさないことにして、内容について少し伺ひたいのですが、それは報告を受けたけれども、内容が報告に値しないということではなくて、内容に互つてこういう状況だつたという状況の報告に接していない、こういうことなんでしょいか。

○国務大臣(岡崎勝男君) これは何と申しますか、普通の政府与党と野党との間に通例取交わされる論争以上に内容を持つたものではないという御報告のように私は了解しております。

○三好始末 特に他のことと通つて日本に對する鑑貨争の法律で論争があつたとすれば、それは外務大臣は主観的に国会に殊更報告するほどの問題でなかつたとお考えになるかも知れません。が、我々としてはその内容の報告が外務省に来ておるとすれば、是非ともお伺ひたい気持ちがいたすのであります。これは今直ちにでなくとも、御報告して頂ければ非常に結構だと思ふのであります。

それで内容について、一、二お伺いいたしたいのでありますが、この法律の末尾には五年経つて貸与された艦艇を返還するときには、借りたときと同じコンディションで、同じ状態の下で返さなければならないということになつておるのでありますが、これは若し貸

手を受けている期間中に、艦艇が沈没することとか損傷を受けるとか、こういうことになつた場合、それは損傷を受けた場合には修理して、借りたときと同じ状態で返す、沈没させたときにはそれ相當の対価を以てこれに代える。こういうふうな解釈上考えなければいけないものかどうか。この点を先ずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(岡崎勝男君) 我々はこの法律によりまして、この法律の解釈を我々のほうできめてこれはこういうものだという立場にないのであります。この法律をアメリカの政府が解釈しまして、そうしてその結果今三好君のおつしやるように直したり、或いは損害賠

償みたいなことをして返すものであるのか、それともサブスタンシヤリイといふ全然いわる同じような状態のといふ、自然の減耗、そういうものは問題、或いは不可抗力による損耗は別問題であるとかというような話合いで、先方がこの法律を解釈して、日本政府に話をするものであるか、先方の考えに由るのでありまして、日本政府としてはまだ正式に私どもに話が来ているわけではありませんけれども、アメリカ政府がこの法律をどう解釈し、どういう意味で日本政府と返すことの交渉をやり、それが具体的に下交渉でなく、正式な話合いになる場合は恐らく、私人じやきめられませんが恐らく、恐らくこの担当の大橋國務大臣その他の関係官がお考えになつて、これなら借りてよいといふ考えになれば、借りる契約を結びましようけれども、そうでなければ借りる契約を結ばないといふ

いうことになるのじゃないかと、私は考えております。

○三好始君 私はセイム・コンデイションという字句からして、今お尋ねしたような点を当然に考えなければいけないのではないかと、こう思っている次第であります。それについては更に米国側と交渉しなければ明らかにな

らない問題だと、こういうことのようにあります。そういたしますと、と、懸念貸手を受けることによつて起るところの日本の財政負担、或いは財政負担の可能性という問題はまだほつきりしない。こういうことになつて来るだらうと思ふのであります。

それでも一つお尋ねいたしたいのであります。この同じ状態の下で返還するといふような内容を含めて協定

を継続しなければいけないということ
 になっておるのでありますが、この協
 定はたとえ同じ状態で返すというだけ
 で、それ以上には使用料なりその他の
 債務は負つておらない、いわゆる無償

貨物である。こういうことにいたしましたとしても、返済するということが自体はやはり債務であります。そうしますというのと、協定の内容は日本が債権なり債務を負うところの、つまり権利義務の内容を規定するところの協定だということになりますというのと、憲法の明文に基いて条約としての手続を必要とす

るものであり、このアグリーメントというものは憲法で言う条約であるところから、国会の承認を得なければ、日本の国内法としての手続は完了しない。こういふふうに解釈するのでありますが、その点についての外務大臣の御見解をお尋ねいたしたいと思うのであります。

○国務大臣(岡崎勝男) 今三好君が言われましたけれども、サブスタンシヤリイ・ザ・セIMUM・コンデイションというサブスタンシヤリイの解釈によるわけであります。これは私は抽象論しか言えないのでありますが、実際の担当は大橋大臣でありますから、大橋大臣の意見が正確と思いますが、原則

論的に申しますれば、日本が将来米國に對して義務を負うような内容の約束であるならば、いわゆる条約の範疇に入る、従つて国会の承認も受ける必要があるでしょうが、特に義務を負わないとか、或いは何ら費用を必要としなとかいふ場合には条約という形をとらなくてもいいわけじゃないかと思つておりますが、これはほんの抽象論でありまして、具體的の事實を見てみな

いとはつきりしたことは申上げられな
い、こう考えております。

○三好始君　大橋国務大臣は先般私が
この問題についてお尋ねいたしました際
に、文書による国際台意であればこれ
は条約として国会の承認を経るものは

に依頼として国会の承認を求めるに
当然であるというような御答弁をして
おるわけがありますが、現に鑑査手
法の内容はこうした印刷物によつて明
瞭になつたわけでありますが、これに
よりますという、文書による合意を
必要とすることが条件になつておるわ
けであります。そうして同じ状態の下

はありますけれども、こういう形の債務を伴つておるわけであります。そうすると、この前お答え頂いた通り、条約として国会の承認を必要とする、こういうことになると思うのであります。大橋国務大臣の考えを改めて伺いたいと思います。

○國務大臣(大隈武夫連) 秘は文書による合意はすべて条約だと申した覚えはございません。国際的な権利、義務に關係ある文書による合意ならば、これは条約として当然国会の承認を得べきである、こう申上げたつもりでございます。それで御質問の内容を分析いたして参りますというとき、この法案

に基いて日本側と米国側とで話し合いを進めて参る場合に、第一にこの取極めを文書によるかどうかということがまだきまつておらないと思います。文書による場合はそこで文書という条件を満されと思います。それからその次に如何なる権利義務が規定されるか、その点がまだ具体的に明らかになつておりません。従つてその國際的な権利義務というものがこの文書の中に約束

とて国会の御承認を得べきものであると、こう考える次第でございます。

○三好始君　私は、権利義務の内容が具体的に明らかにならなければ条約と国会の承認と求むべきものである

して日本の天詔を文へしといふことは、かどうかはつきりしないといふことは言えないと思つのでありまして、具體的に明らかにならなくても国会の承認を求むべきであるかどうかはそれ以前に決定されることのできる問題だと思つのであります。この問題は單に政府側からだけ御見解を承るだけでなく、

かねればならない問題だと思ひますので、後ほど奥野法制局長の御出席を願つて、法制局長としての立場からの見解も述べて頂くように機会を作つて頂きたいと思つております。

○委員長（河井彌八君） 三好君に申上りますが、佐藤法制意見長官は見えて

せんか。

○三好始君 私奥野局長からも参議院の法制局長としての立場からの意見を承りたいのでありますが、佐藤法制意見長官お見えになつていますから、法制意見長官としての御見解をこの際承れば結構だと思ひます。

○松原一穂君 外務大臣に伺います。が、今武器貸手に関する交渉の責任には外務大臣がお当りになつてゐると承わつておるのですが、そうでございませうか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私はまだ交渉をいたしておりません。私の知る範圍では予備隊に関する限りは予備隊の当事者がやつており、海上保安隊に関する限りは海上保安庁の当事者がや

ですか。

○国務大臣(岡崎勝男君) この運輸省の初めの計画には、今の持つてゐる船舶の改造なり、新しい新造なりした船舶に一定の武装をするというので、その中には砲も必要であるという説明も聞いております。

○松原一彦君 いや、閣議においてです。そうするといふと、まだ大橋国務大臣のほうから計画的な船舶の貨手に関する条件が閣議には一度もかかったこととはないと、かように承知してよろしくございませう。

○国務大臣(岡崎勝男君) その通りであります。

○松原一彦君 重ねて伺いますが、そうすると今日本には飛行機が百機も近いうちに来る。その訓練も今始めて現におられる。或いは砲もすでに演習に使おうとしてゐる、これも始つてゐる。そういうような各種各様の武器が、或いは飛行機が非常に入つて来るといったようなことに對して、閣議の御承知を得ない行動が警察予備隊の隊で行われてゐる。さつきあなたの御説明によると、運輸大臣は知らんけれども、隊のほうでやつてゐる、庁のほうでやつてゐる。庁の責任は運輸大臣がもとになるものと私は心得てゐるが、そういうようなことではどうもこれはいよいよ我々疑念が増すばかりである。これはそういうふうにいよいよ加減なものではなくして、日本が今後憲法の下にどう伸びて行くか、どうして自己を保全するか、これは世界に對する独立国の義務でありますから、いろいろな苦勞を要するところでありませうが、その苦勞の要することは国民が皆な納得した上で行かなければならぬ

い。国民が何も知らないうちにしような問題が統々発展して行くといふことに対しては、閣議もお知りにならない、当面の責任の長官も御承知がない、聞いたことがあるといつたような程度で以てこれが進められていいでしようか。

○国務大臣(岡崎勝男君) それは先ほどから申すように少し誤解があるのです。要するに閣議では先ず日本の憲法にも無論差支えない、又日本の財政に於いてできるであらうといふので、この程度の船舶を装備して新らしく作る、又古いものを直して海上保安を充実にたいという運輸大臣の説明がありまして、その方針は了承してゐるのであります。併しなからそれを實際に行うに當つて、仮に簡単に米國から船舶の貸手といふことが行われるならば、早くできるし、能率も上るからそれについて交渉をすることも承知してゐる。従つて閣議が知らないことじやない、ただ交渉の程度にしかものがあるだけであらうからそう申してゐるだけであらう。方針については無論閣議で了承してやつております。

○松原一彦君 そこで私の伺うのは、下交渉といふものに対して閣議が了承せられたというが、その範圍は艦艇だけであります。飛行機やその他の武器にまで及んでおりますかと言つてゐるのです。

○国務大臣(岡崎勝男君) それは初めから運輸省の計画が武器を積んだ船舶なのであります。その計画に入るような船舶を借りるといふ話をしております。尤も飛行機のことには聞いておりません。ただ運輸大臣としてはヘリコプターを欲しいといふことを言つて考へてあ

るといふことを一度聞いたことがありますが、それはなか／＼できそうもないといふ御説明であります。

○松原一彦君 あなたの言われるのは、私の質問とあなたのお答えが食い違つてゐる。というのは、大橋国務大臣のほうから、警察予備隊の必要とする武器貸手、これに對するところの計画、貸手計画等について、閣議といふものでお聞きになつておることがございませうか、こう言つておるのです。

○国務大臣(岡崎勝男君) それは、大橋国務大臣がここにおられるのですから、私から言わなくても……。

○松原一彦君 私は、この前も運輸大臣のほうから聞かされた、あなたは、閣議で余り聞いたことがないといふやうなお話でした。ところが運輸大臣は閣議でその話を承知して、承認を得ておるのだと言ふ。だん／＼話が違つて来る。又大橋国務大臣は、そういう計画はしておらんと言われる。けれども一方にはだん／＼船が、飛行機が来るし、火器が動く。だから私も申せば、艦に奇々怪々と申すか、誰が一体その計画をしたのか……。

○国務大臣(大橋武夫君) ちよつと誤解があるやうでございませうから、申上げておきます。

○松原一彦君 どうも誤解はないやうですが……。

○国務大臣(大橋武夫君) 航空機、大砲等のことは、今相当具体化し、且つその演習が行われつつあるやうなお話でございませうが、そういう事実はございませぬ。先ほども申し上げたことごとく、警察予備隊においては、現在非常に口径の小さい迫撃砲を装備いたしておりますが、これだけではどうも予

備隊の本来の治安維持の使命から見て、不十分であるといふので、更に現在持つておるものよりは多少大きな小口径の砲を装備してはどうだろうかといふ話でございまして、事務当局からその話も私聞いております。それでそれについて向うと話し合ひを進めるといふことでございませうから、目下私の責任において、下交渉をいたしてあります。で、この下交渉の結果は、まだ見通しが立つておりませんので、閣議に御報告をする段階にはなつておらないのであります。いんやんやこれを外務省に移譲して、正式の取極めを願う段階には至つておらないわけですから、航空機についても同様でございませう。

○松原一彦君 私はそれをさつきから申しておるのです。一体国防……これは日本の自衛のための一つの施設であります。この日本の自衛のための施設といふものの限界、範圍等につきまして、これは当然重大な問題でありませうから、閣議決定が先である。その計画によつて下が動かなければならぬ。總理大臣がシビリアン統制としてやつておいてゐる。その計画の下にすべ

ての機關が動くのである。逆になるのである。下から話が出て来て、そうして所管國務大臣は相談を受けておるとかいつたやうな程度で、そうして閣議にまた持出さないやうに、早くも外国との武器の交渉が行われておるといふところに我々の不安がある。而も多少口径の大きいやうなものといわれる。多少がわからぬ。何です、多少とは一体、十五榴弾砲ならば、一体それを多少といふのかどうか、それがどう拡がつて行くのか。私もそれはそこに不安があつて、なぜこれを閣議で以て一

つの方針を決定して、その計画の中から一つづつなし崩しに、この程度は借りてよろしい、この程度は話を進めるといふことにならねばならぬものであるものを、どうしてそういうふうにか。いや、事實閣議で御決定にならぬものが、かくのごとく動くことにならば、我々はこれに對しては非常な不満を持つてゐる。承認することはできない。これは意見になりますけれども、これは討論のときに申し上げませうが、私は、そういう点におきまして、日本の國の自衛といふものを、國民総動員の下において行わないで、こそこそするやうなことは断じていけないといふことを私は信ずるのであります。これじや愛國心も何も沸いて来やしません。一番大切な國民自衛の問題が内緒で動いておるといふことは、大きな世界観とか、無裝備とかいつたやうなことについては、私別な所論を持つておりますけれども、こういうやうな状態で進むといふことが独立國家としてあるべきものじやないといふ私の所見から、皆様のおやりになることに對しましては、非常な疑惑と不満を持つのであります。今日はそれだけ申し上げて、私用事がありますから、退席いたします。

○国務大臣(大橋武夫君) ちよつとお待ち下さい。只今の松原委員の御意向、閣議においてどれだけの裝備が必要であるといふことを決定し、そうしてそれに基いて事務當局が交渉をするのが建前じやないか。私これには全く同感でございませう。閣議におきましては、すでに警察予備隊の目的といふものを決定いたしておりますが、国内治

安の確保という目的を決定いたしておられます。その決定の範囲内におきまして、具体的に如何なる武器を如何に整備するかということ、これはやはり大きな意味において、閣議において承認した範囲内においてのみやれることなんでしょう。で、政府の行政機関といたしましては、無論主管大臣の責任において、閣議の方針によつてやられることとございしますが、その事柄は一々大小逐一開議にかけなきゃならぬというものはないのでございまして、閣議全体で了承しておる方針の範囲内において、個々の具体的な措置というものは、これは主管大臣に任されることが一般でございまして、それで予備隊の武器の問題につきましては、主管大臣において、警察予備隊の目的の範囲内において、できるだけ充実をするために努力しようというものは、これは当然の事柄でございまして、それでありまして、私といたしましては、当局の補佐を得まして、これについていろいろと計画を立てようという努力をいたしておるでございまして、まだその計画を立てるにつきますが、御承知のように、我が国では国内で武器の生産ができません。予備隊の武器の整備を計画するにつきますが、入手可能であるということについての或る程度の目安を立てるということが、計画を決定するに必要などところと考へておるのでございまして、無論理論的に言へば、これだけのものが必要だということを頭において、それに応じて、それでは具体的に入手可能なりや否やということとを判断するの、考へ方としてはそういうこ

とになるのじゃないか、併しながらこの場合におきましては、日本の特殊事情といたしまして、国内において生産のないうちの武器を整備するということになりますと、日本として入手可能というふうなものであるかどうかというのを考へ、それを念頭においてのみ初めてこの計画が立ち得ると思うのでございまして、只今の段階は、この予備隊の整備について計画を立てるために、入手可能なりや否やということとをアメリカに対して打診をいたしておるという段階であると御了承を願ひたいのでございまして。この打診に基いて、或る程度の見通しがつきますならば、無論計画を立て、閣議において決定をいたしまして、その方針に従つて着々準備を進めて行く、こういうことにはいたしたいと、私としては考へておるわけでございまして。

○松原一磨君 その打診の基準を我々に一応納得させておいて頂かなければ、あとでお困りになる問題ができて来るであらうと私は案じまして、お尋ねしておたのであります。それならばまあ打診をしておいでになるものと心得ます。但し打診で済むものであるかどうか、国民の中には、打診ではない、計画が日本の政府は立たんのは当然だと言つておる。それは、計画を立てるのは日本じゃないという説がある。これは私は断言はいたしません。想像であります。けれども、十艘貸してくれと言へば予算にない十八艘が来る。恐らく飛行機は百が二百機になりまして。大砲はどんな大きなものが来るか存じませんが、そういう計画が日本独自の計画から割出されるものであるならば、私は安心いたします。併しそうでないようならば、想像の行われるようなことのないように、私は政治の信を失わないようにお氣をつけ頂きたいということだけを申し上げます。あとは又次の機会にしましょう。

○栗栖越夫君 ちよつと……両大臣と法制意見長官が只今おいでになりますので、この審議が事実の責任と権限その他の法律的問題とこんがらがつて、却つて長引くと思ひますので、それを短縮する意味において、権限その他の問題をばつきりお尋ねしたいと思ひます。今日日本に對する武器貸手法の法案が手に入つたのであります。この法案通りが設けられたものがどうかということはわかりませんが、暫くこの法案についてお尋ねいたしますので、この法案に基いてお答えを願ひたいと思ひます。それはこの法案でもばつきりするように、これは米政府と日本国政府との間のものであるということとは間違ひないと思ひます。それからこの中には、はつきりアグリーメントとありますから、協定或いは契約或いは約束というものであることは間違ひないと思ひます。こう認められるのであります。その点は、法制意見長官は同様にお考えになるかどうか、一つお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 前回でございしましたが、このような法律のできごとを予測されましたのと同様な御質問がございまして、この文字に採られたい趣旨でお尋ねがあり、又お答えをしたのでございまして。そのときに私のお答え申しましたのは、司法上の契約である場合には必ずしも条約を要しない。例えば日本の大使館の敷地として、向うの国有地を借りるような場合に、一々条約を要しないことは当然であるという趣旨を申し上げたのでございまして。そこで只今のこの法律そのものについての字句の問題についてでございまして、けれども、これが果してこの契約という、私法的の意味での契約であるかどうかということについては、いづれにいたしましても、実体から考へまして、私法的のものであると言ひ得ると思うのであります。従ひましてその字句がどういふ形式を要求しているのか、国際条約というものを要求しているのかどうかというような問題が最後の問題になりますけれども、ここに現れました文字のみでは、それだけの意味は私は出て来ないのではないかと、いうような、別個の判断の問題になるように考へております。

○栗栖越夫君 私がその次の次ぐらにお尋ねしようと思つたのを先にお答えになりました。今のお答えである、私二日も三日もお尋ねしなければならぬので、質問は待ちます。もう今日はこれでやめましょう。

○上條愛一君 今のに関連した質問ですが、海上保安庁の設置の場合に、海上警備隊を作るといふ提案がなされたときに、海上警備隊を作るといふ前提として、千五百トン級を十隻、二百五十トン級を五十隻アメリカを借入れる、そうしてそのために千五百トン級には百八十人の乗組員が要る。それから二百五十トン級には約六十三名の人員が要るといふことで、これは定員法も改められたと考へられるのですが、そういう前提条件であつたかどうかということをお尋ねしたいのです。

○政府委員(柳沢米吉君) 最初に、海上保安庁設置法の一部改正のときに、船舶の貸手という問題が起きたわけでありまして。勿論そのときにおきましても、海上保安庁の目的に沿う船舶という目的で借りるということでありました。

○上條愛一君 そうだとすると、私どもは、すでに海上保安庁設置の法律案が出されたときに、船舶は借りられるということが確定して、それは正式に契約をしたかどうかということは別問題として、すでに借りられるというところが或る点まで確定した上で、これは海上保安庁法案というものは出されたものだ、今日いろいろ承つていっていると、殊に外務大臣のお話を聞いていられると、この契約に日本が満足すれば借りるし、不満足であれば借りないというふうなお言葉がありましたが、それよりも、そうするといふと、若しアメリカがこれらの船を貸せないと、いうことになりましますならば、海上保安庁並びに海上警備隊の案というものは御破算になるという性質のものであります。さうかどうか、承つておきます。

○政府委員(柳沢米吉君) 現在事務当局として、先ほどお話になりました通り、閣議の決定の線に沿ひまして交渉をして来たわけでありまして。本件におきましては、海上保安庁法一部改正のときにすでに向うの気持をいたしまして、我々の出す条件をそのまま貸して頂けるといふことが大体確定しておつたと思ひます。ただこれに對して法規的の裏付けを必要とするといふことがあつただけでございまして。その法規的の裏付けが現在論議されておるといふ状態にあるものと考へております。そうすると、今日はこ

の問題は問題にならぬと思ひます。と
いうことは、我々は海上保安庁も、案
が出されたときに、もはや十隻、と五
十隻は貸りられるものという確定の上
に立たなければあつた法律案は出て来な
いと思ふ。我々は若しそういう確定が
あると思ふばこそ、あの問題を討議し
たと思ふのです。それならば、今日
においてもは十隻と五十隻はすでに
如何なる条件の下においても借りると
いうことにならざるを得ないと思ふ
。ただそれを法文化すか化さんとい
うことだけが今日残された問題だと考
える。併し先ほどから大橋國務大臣
や外務大臣の話を聞いてみるとそこ
るその点が不明確であると我々は考
える。そのような不明確なもので法律
案が出されるべき性質のものではない
と我々は考へてゐるんですが、その点
は如何ですか。

○政府委員(柳沢米吉君) 本件につ
きましては、事務局として我々は、我
々の要求の通り大体貸して頂けるもの
と確信いたしてゐるわけでございます
。但し先ほどから議論がありました通
り、細かい点につきましては、或る程
度の開きが出るかも知れないし、そ
う開きもそんな大きな開きはないと思
ひます。この開きの如何によりまし
て、先ほどから議論のありました通
り、条約になるか、或いは私的のもの
になるかというところに引つかつて来
ると思ひます。問題は非常に極限され
たところに議論が来ているのではない
かと考へます。

○上條第一審 実はこの前も承つた
のでありますが、このような問題か
ら、すでに閣議の承認を得て、国家と
して確定したものととして、この問題

海上保安庁の当局が取扱つてゐるもの
と我々は考へておつた。ところが今日
承れば、この点が非常に不明確であ
る。閣議で決定したやうに、出たとい
う話があるけれども、それはまだ運輸大
臣の話し合ひだつたといふやうなすこ
ぶるあいまいなことですが、このやうな
重大な問題が閣議の決定を経て確立し
ないうちに、海上保安庁の当局者が話
を進めたものか、国家としては、閣議
を経た決定の上で海上保安庁関係の当
事者が話を進めたものか、その点を明
確にして頂かんといふと、極めて不明
確なものになると考へるのですが、そ
の点は如何ですか。

○國務大臣(大橋武夫君) これは閣議
の正式な決定といふのではなくして、
閣議において、かような方針の下に下
話を進めたいといふ話が運輸大臣から
ございまして、閣議がこれを承認をい
たしたわけでございまして、従いまし
て、閣議はこの問題について全部審議
はいたしてあります。連帯して責
任を負ふべき立場にあることは無論申
すまでもないのでございまして、併し
文書によつて閣議決定を経たという事
柄ではございません。

○上條第一審 そうしますれば、この
問題は、もはやアメリカの政府におい
て決定を見たのですから、その条件も
おおよそは下打合せがあつて、これ
はやられたものと我々は考へる以外に
ないと思ふのです。そこで今日におい
て、もはやこの問題は法文化すか法文
化さないかといふ、極めてあいまい
なものではないかと思ふ。従つてもは
借りるといふことを日本政府が閣議で承
し、そしてアメリカ政府に正式な交

渉をしたからこそ、アメリカの政府も
このやうな決定を見られたと我々は解
釈をして、従つてこのアメリカの決定
を見たものを、又これを交渉の余地が
あつて、借りないでも借りてもいい
といふやうな、そのやうなものではない
と我々は考へるのですが、その点は如
何ですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 実は米国内
の事情につきましては、私も詳細を
知りませんが、その点は想像或いは
仮定の事柄になると思ひますが、この
ことにつきましては、当初より日本側
においては、船舶の借受けを無償で以
て借受けたいと、こゝろを考へて話を
進めてゐるわけでございまして、それ
で恐らく米国の関係者といつたしまし
て、事案上無償になるであらうとい
うことは十分に考へておられるやうで
ございまして、併し無償であるといふ
ことを文書で約束するかどうかといふ
点について、なお話し合ひを今進めて
おるわけでございまして、向うは、船舶
使用の対価については追つて協議をし
ようといふやうな書き方をした
のであります。こちらとしては、その
条項は無償であるからして、外して貰
いたいといふやうな話し合ひになつて、
そのままだ向うから何も言つて来な
いと、こゝろを状況でございまして、然
るところに、かような法案が米国内に
いて可決せられておるといふ点から考
へますといふと、恐らくこれは当方
の希望通り無償であるといふことが
了解され、そしてこの法案となつたの
じやなからうかと、仮にその想像が
當つておるといたしますならば、先方
としては、当方の希望した条件によつ
て貸付けてくれるといふことを進んで

想像することができずから、それで
恐らくこの相識は成立つことになるの
じやなからうかと、こゝろを推測する
ことができるわけでございまして。
○上條第一審 これ以上は議論になり
ますから申し上げませんが、私も、
少くとも法律として議院に提出して参
りまける根拠をなす海上警備隊の要素
である船舶を借りるといふやうなことが
あいまいなことでは、これを提出される
といふことは、我々は承認できないと
思ひます。だからして恐らくあつた
に、十隻と五十隻を借りるとの前提の
下に立つて、海上警備隊の法案が提出
されたもので、我々は、すでにその
ときにこの問題は日本の政府としては解
決がついておらなければならぬ問題だ
と考へます。それを今になつて、い
ろいろあいまいな点が出て来るとい
ふことは、我々としては心外だと思
はざるを得ないわけですが、まあこれ
以上は議論はなすから……

○國務大臣(大橋武夫君) これはた
びたび申し上げておるやうに、あ
いまいな点はないわけでございまして、
日本側は無償を前提として話を進めて
おるわけでありまして、米側といつた
しては、この法案を出す以上は、日本
側がそれを借受け、そして海上警
備隊を組織するといふのをきめてくれ
なければ、向うとしては法案の審議が
できないと、こゝろを立場にあるだ
ろうと思ひわけでございまして、従いま
してこちらとしては、海上警備隊を創設
するといふ意思決定をする。それに基
いて向うでは船舶を貸すといふ意思決
定をする。これは、双方法律の意味に
おいては確定はいたしておりません
が、併し実質的な話し合ひとしては、す

でにきまつておる状態にまで進んで
おるだらう、あとは、これは双方国内
法上に法的な準備をし、それに基いて
正式な意思決定をするといふ手続が
残されておるのであると考へておる
わけでございまして。
○上條第一審 もう一点だけお聞き
しておきますが、その条件として、無
償といふことを日本側は希望したとい
ふことは今わかつたのですが、ここに
ありますもう一つの重要な条件であ
ります、貸手のと同一の条件にお
いて右船舶を返還する、こゝろのこと
が、ありますが、こゝろのこと、その
ときに日本側としては何ら問題にしな
かつたのか、したのか、その辺のこと
を承りたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 普通船舶を
借受けます場合におきましては、通常
の使用によつて生ずる損耗について
は、これは現状のまま引渡しをする
といふことが船舶の貸借についての通
常のやり方でございまして、ただ減失
をいたしました場合に、その補償とい
ふことは、これは一般の船舶の貸借に
おいて問題になる点だと思ひるので
ございまして、従いまして日本側とい
つたしては、無償であるといふことは、同
時に通常の使用によつて損耗した場合に
おいては、その返すときの現状にお
いて引渡せばよろしいといふやうに、こ
れを了解をいたしておるわけでござい
ます。但し減失をいたしました場合に
ついては、日本側といつたしては、必
要があつて借りた船舶でございする
から、減失いたしました場合に、おき
ましては、その警備隊の業務を運営
する上から言ひまして、代船を必要と
するわけでございまして、従つて改めて

まして、このニューヨーク、ロンドンで取扱われるものは、外務省を経由して大蔵省に連絡が伝わるものであると、こう解せざるを得ないと思ひます。出光の機関を外務省に統一するといふことは、軍部のはなやかなりし時代の弊害その他を考へられたことだと思ひますけれども、この金融財政といふような関係で、ニューヨーク、ロンドンに重要な問題がございます。殊に外貨債の処理などで、今は非常な問題があると思ひます。一々外務省へ入つて、それから大蔵省に転送される、こういうようなことでは、この機密が洩れたり遅れたりして用をなさん、こう思つております。併しこれは一々そういうように外務省を経由して転送されるというような形になるのかどうか、指揮も大蔵大臣から外務大臣、そして出先に行くものかどうか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(森永貞一郎君) 戦前の大蔵省の財務官、これは詳しくは海外駐留財務官という名前、明治四十三年に置かれて、その後終戦後までずっと引続いてあつたわけでございます。規定の上では、現在の設置法が公布されますまで残つておりましたが、事実上は、昭和二十年八月の終戦と同時に海外における財務がなくなりまして、事実上消滅いたしました。現在の設置法が制定されますときには、まだ表向きの外交というふうなものになつたわけでございますが、今回の機構改革に際しましては、外交再開後の事態として、できるだけ海外における外交事務は一元的に処理するほうがよいという政府の方針に則りまして、財務官という長い伝統の制度も復活す

ることなく、大使館で処理されるような恰好に一応なつておるわけでございます。

尤も財務と申しますと、非常に専門的複雑な事務でございますので、通常の交渉事或いは情報の処理等について、外務省の本来の職員を以ていたしましては処理し切れない分野がございまして、事実上の問題といたしましては、大蔵省の職員を外務省に派遣いたしまして、外務省の職員として在外公館に勤務させる、さういふ形態で一元的に処理されることになつておるわけでございます。ところが今までは仕事の実質上なかつたので、余り問題がなかつたのでございまして、御質問にございまして、例えは外債の処理、これは普通の外交と違ひまして、国が相手ではございませぬ。私人的な立場で、債権者としての日本が債権者に交渉するといふような問題になつて参りますと、在外公館の国を相手としての外交交渉という問題と、法律的にも多少性格を異にしますし、専門的知識を要することは勿論でございますが、さういふ観点から、大使館の職員乃至は外務省系統の職員を以てしては、法律上処理ができないというふうな法律上の問題もございまして、今回の外債の処理に際しまして、津島顧問が行かれますに際しましては、政府代表としての、外務省の職員としての資格のほか、大蔵省顧問というふうな資格も併せ持ちまして、債権者との交渉という部面につきましては、大蔵大臣から特別に権限の委任を受けてお出掛けになる、さういふたような処置を必要としたような次第でございます。そのほかに、例えは国際通貨基金に加

入するにつきまして、金の現送をいたします。現送をいたしました金を受取り、或いは改鑄したり、保管するといふたような、さういふ仕事も最近加わつて参りましたが、これも国内におきましては、大蔵大臣の仕事をございまして、大蔵大臣がそれを自分の部下でない外務省の官吏に委任することは如何かと思はれる点も出て参りまして、結局外交一元化という観点から、外交交渉はできるだけ大使館に一元化して行かなければならぬのでございまして、さういふ個々の事務の処理に際しましては、大蔵省の身分を持つた人を特派するなり、或いは大使館の職員の一部を大蔵省の兼任にして頂きますと、大蔵大臣の部下としての資格で、その事務の処理に當ることが必要である。さういふ事態が起つて参りまして、現に兼務の発令もいたしまして、兼務によつて何とかないで参りまして、お示しのごいしました在外正貨、これは、今日は外国為替特別会計の所有外貨でございます。まして、外国においてというよりは、むしろ日本における外国銀行を相手といたしまして、そこに大部分は無利子で預託してあると、さういふことでもございまして、今後の問題といたしましては、日本側の銀行も海外に店舗を持つようになりまして、外国銀行よりも、むしろ本邦の外国における支店銀行にその保管、運用を移管するといふことによつて有利に運用させるといふことになくちやならんと思ひますが、その場合には、国庫大臣といたしまして、さういふた銀行の監督というふうな問題も起つて参ります。それでこの問題も、本来の大使館の仕事と

性格を大分異にいたしますし、法理論的にもいろいろ問題がございまして、やはりそれを処理するのには、差当りには兼務といふようなことでも処理しなければならぬのではないかと、さういふ法律上の問題があるといふ事態に相成つておるような次第であります。○栗栖越夫君 今事情を詳しくお話をなりましたが、私は、今後外貨債の処理が、殆んど長い間元利払いもしないで、借換えができればよろしいと思ひますが、さういふような外貨債の処理というふうなものについても、事務が非常に大きくなつておりますので、多少意見に反りますけれども、私は財務官事務所というふうなものが当然置かれなければならぬものだ、さういふ意見を持つておるものでございまして、意見でございまして、お答えは要りませんけれども、それにはやはり法律でこれを定めなければできないのじやないかといふような考えを持つておりますので、この設置法のところで考へる要があるかないかというので、お越しを願つたような次第ですが、法律によらなければできないかといふことを一応伺ひたいと思ひます。

○政府委員(森永貞一郎君) 差当りは兼務で処理して、何とかやれるかと思つておるのでございまして、津島さんが参られまして、外債の利払いが開かれるといふことになつて参りますと、日本の所有の外貨資金の管理運用のほかに、利払のフェイスカル・エイジエンツト、これもできるだけ日本の銀行にいたしたいと思つておりますが、その監督といふたような業務も出て参ります。だん／＼事務の分量も増加いたします。○政府委員(森永貞一郎君) 只今の点は、全く同感でございます。殊に外

債の処理に關連しまして、シンキング・フアンドの操作をやるということになつて参りますと、数多くのものが操作に當るといふことになりまして、これは操作の実をなさないのであつて、できるだけ少數の信用のある確實なものに限定するといふ必要があろうかと思ひますが、それに關連しまして、為替銀行を將來どう育成し、整理して行くかといふような問題もございますが、これは根本問題でございますして、大蔵省といたしまして、まだ結論は持つておりませんが、方向といたしましては、只今御指摘の通りと存じます。

○栗栖越夫君 私ほもうこれで……。

○委員長(河井彌八君) よろしうございますか。大蔵省に対して御質疑はありますか……。それではよろしうございます。では大蔵省關係はこれで済んだことにいたします。

諸君にお諮りいたします。最近連日懇談会におきまして、各法案につきまして、相当コンパクトな結論が出て参つております。そこでこれを一つの表に作りまして、お手許に差上げるつもりであります。そうしてこれを全体を見渡しまして、適当な調整を加える必要があるかと思ひます。それ故にこの際懇談会を開きたいと思ひます。やはり前回と同様秘密会といたしまして、御懇談を願うのであります。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) ではさように決します。それではどうぞ事務に關係のある職員のほかは御退場を願ひます。

午後四時七分懇談会に移る

午後六時三十一分懇談会を終る
○委員長(河井彌八君) それでは懇談会はこれにて散会いたします。
午後六時三十二分散会

昭和二十七年十月八日印刷

昭和二十七年十月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局